

野洲市創業支援補助金（令和7年度）のご案内

市内での創業促進を図るため、創業時の負担軽減を目的として、新たに事業を開始（創業）する小規模企業者を対象とした創業にかかる経費の一部補助を実施します。

詳しくは「野洲市創業支援補助金交付要綱」をご確認のうえ、申請書類を提出してください。

募集期間

令和7年8月1日（金）～令和8年2月27日（金） 1事業者あたり1回のみ申請可能です。

対象となる人の要件

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）の間に創業している又は創業を予定している小規模企業者※で次の1～6全てに該当する方

1. 市内に事業所を設置して事業を営んでいる又は営もうとしている。
2. 野洲市商工会が実施する「創業塾」※（令和5・6年度または令和7年7・8月開催されたもの）を受講した修了者
3. 市町村税（市町村民税や国民健康保険税（料）など）を滞納していない。申請者の住民票がある市区町村で取得すること。
4. 実績報告を提出する日まで市内で事業を継続している。
5. 許認可を要する業種の場合、許可を受けている又は受けることが確実である。
6. 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係をもっていない。

※小規模企業者とは…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者。

業 種	小規模企業者 （常時使用する従業員の数）
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	20人以下
② 卸売業	5人以下
③ サービス業	5人以下
④ 小売業	5人以下

※「創業塾」とは…野洲市商工会と市が協力して、創業予定の人や創業後5年以内の人を対象に、創業に必要な知識・技能を身に付けることを目的に開催している講座です。修了し、証明を受けることで、登録免許税の軽減措置や、創業者向けの融資制度等の特典があります。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額（補助限度額 20万円）

- 令和7年4月1日～令和8年3月15日までの間で創業のために支出したものが対象です。
- 実績報告を受け検査した後、精算払いします。
- （計算例）経費40万円の場合、自己負担額20万円、補助額20万円（上限額）となります。

補助事業のスケジュール

創業塾受講

7・8月の日曜日開催予定（連続講座）

- 創業塾（令和5・6年度または令和7年7・8月開催予定）を受講し、修了する
- 野洲市商工会で事業計画書及び補助金の申請に係る確認を受ける

様式第1号

野洲市創業支援補助金交付申請書

申請者 氏名（個人事業主）
（〒 ） 市 区 町 丁目 番 号
（法人名・郵便）
（代表者氏名）
（代表者住所）

申請日 年 月 日

申請者 印

野洲市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）

1. 申請者情報
2. 申請内容
3. 申請理由
4. 申請書に添付する書類
5. 申請者印

市へ提出

令和7年8月1日（金）～
令和8年2月27日（金）

- 野洲市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）提出
- 【添付書類】
- 事業計画書（様式第2号）及び創業塾内で作成した計画書
- 市町村税納税証明書（滞納がないことを証する書類：ご自身の住民票がある市区町村で取得してください。）
- 事業所の場所が分かる位置図
- 申請日時点で創業している方は、創業の時期を確認できる書類（個人事業者の場合は、税務署に提出した開業届の写し。法人の場合は、登記事項証明書の写し）
- 補助対象経費の内容が確認できる見積書、契約書等の書類

様式第2号

野洲市創業支援補助金交付申請書

申請者 氏名（個人事業主）
（〒 ） 市 区 町 丁目 番 号
（法人名・郵便）
（代表者氏名）
（代表者住所）

申請日 年 月 日

申請者 印

野洲市創業支援補助金交付申請書（様式第2号）

1. 申請者情報
2. 申請内容
3. 申請理由
4. 申請書に添付する書類
5. 申請者印

様式第3号

野洲市創業支援補助金交付申請書

申請者 氏名（個人事業主）
（〒 ） 市 区 町 丁目 番 号
（法人名・郵便）
（代表者氏名）
（代表者住所）

申請日 年 月 日

申請者 印

野洲市創業支援補助金交付申請書（様式第3号）

1. 申請者情報
2. 申請内容
3. 申請理由
4. 申請書に添付する書類
5. 申請者印

申請者へ通知

創業支援補助金交付決定通知書（様式第4号）

市へ提出

令和8年3月19日までに
実績報告

- 野洲市創業支援補助金実績報告書（様式第7号）
- 【添付書類】
- 補助対象経費の支払を証明する書類（契約書、請求書、領収書等）の写し
- 申請日の翌日から令和8年3月31日までに創業する方は、創業の時期を確認できる書類（個人事業者の場合は、税務署に提出した開業届の写し。法人の場合は、登記事項証明書の写し。）
- 許認可証の写し（許認可を要する業種を創業した者に限る。）
- 創業の状況が分かる資料（写真、チラシ、ホームページ等）
- 本市の特定創業支援等事業による支援を受け修了したことを証明する資料

様式第7号

野洲市創業支援補助金交付申請書

申請者 氏名（個人事業主）
（〒 ） 市 区 町 丁目 番 号
（法人名・郵便）
（代表者氏名）
（代表者住所）

申請日 年 月 日

申請者 印

野洲市創業支援補助金交付申請書（様式第7号）

1. 申請者情報
2. 申請内容
3. 申請理由
4. 申請書に添付する書類
5. 申請者印

申請者へ通知

野洲市創業支援補助金交付額確定通知書（様式第8号）

市へ提出

- 野洲市創業支援補助金交付請求書（様式第9号）

様式第9号

野洲市創業支援補助金交付申請書

申請者 氏名（個人事業主）
（〒 ） 市 区 町 丁目 番 号
（法人名・郵便）
（代表者氏名）
（代表者住所）

申請日 年 月 日

申請者 印

野洲市創業支援補助金交付申請書（様式第9号）

1. 申請者情報
2. 申請内容
3. 申請理由
4. 申請書に添付する書類
5. 申請者印

指定口座に振り込み

創業塾
受講

商工会で
事前確認

交付申請

交付決定

事業実施

令和8年3月15
日までが対象期間

実績報告

完了検査

請求

交付

3月中

補助対象経費

謝金、旅費、事業費、書類作成費、委託費、店舗等借入費、設備費、広告宣伝費が対象です。

分類	経費項目	対象経費	対象とならない経費
謝金	専門家謝金	専門的知識を有する専門家に依頼し、指導、相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費 (実績報告の際に、事業者が発行する源泉徴収票が必要な場合がある。)	
旅費	専門家旅費	会議の出席又は技術的指導等を行うための旅費として外部専門家に支払われる経費。社内規定額又は実費を対象(宿泊代を含む。)	ガソリン代、食費、別事業に関するもの、観光を含むもの
事業費	印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費	
	通信運搬費	郵便代、郵送費用として外部に支払われる経費	
	借損料	事業に必要な機械装置、事務機器、倉庫、敷地等のレンタル料、リース料として支払われる経費	
	通訳・翻訳料	展示会等での通訳に支払われる経費。資料等の翻訳に支払われる経費	
書類作成費	書類作成費	開業又は法人設立に伴い、専門家に支払う申請書類作成経費	・登録免許税、定款認証料及び収入印紙代 ・その他官公署へ提出する各種証明書類取得費用(住民票記載事項証明書、印鑑証明等)
委託費	ネットサービス導入委託費	事業の実施のためにホームページ制作、ソーシャルネットワーキングサービスの導入を外部専門家に委託した際に支払われる経費	

店舗等 借入費	賃借料・共 益費・仲介 手数料	・市内の店舗、事務所及び駐車場の賃借料並びに共益費 ・市内の店舗、事務所及び駐車場の借入に伴う仲介手数料 ・市内の住居兼店舗及び住居兼事務所については、店舗及び事務所専有部分に係る賃借料	・店舗及び事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等 ・火災保険料及び地震保険料 ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産に係る店舗等借入費 ・交付決定日より前に支払った賃借料 ・第三者に貸すための部屋等の賃借料
設備費	工事費	店舗及び事務所の開設に伴う外装工事及び内装工事経費 (ただし、住居兼店舗及び住居兼事務所については、店舗及び事務所専有部分に係るものに限る。)	
	機械装置等 購入費	事業に必要な機械装置・器具工具・備品を購入するために支払われる経費	
広告宣 伝費	広告費	新聞掲載、チラシ折込、TV、ラジオ、インターネット等を使って宣伝する際に支払われる経費	
	展示会出展 費用	展示会へ出展するために支払われる出店料、保険料、配送料等の経費。展示会に出張するために掛かる旅費	
	事業説明 会・商談会 開催費用	販路開拓に係る事業説明会、商談会の開催に係る経費	

※補助対象経費として適切なものかどうかの判断をさせていただきますので、ご相談ください。

お問い合わせ

創業支援補助金の申請先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市 環境経済部 地域経済振興課

電 話 : 077-587-6008 (直通)

F A X : 077-587-6960

E-mail : keizai@city.yasu.lg.jp

創業塾の開催について

創業支援補助金の申請前の事前確認

〒520-2423

滋賀県野洲市西河原 2400 番地

野洲市商工会

電 話 : 077-589-4880 (直通)

F A X : 077-589-5380

E-mail : info@yasu-cci.or.jp